院外処方における調剤行為問合せの簡素化プロトコル運用に関する合意書

学校法人 東京女子医科大学（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」 という。）は、甲の附属足立医療センターにおける院外処方における問い合わせの一部を簡素化する運用を定めるため、次のとおり合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。 なお、本合意書の締結により、甲乙間で締結した●年●月●日付「院外処方における調剤行為問合せの簡素化プロトコル運用に関する合意書」は、2023年12月31日付けで効力を失うものとする。

第１条（目的）

本合意書は、院外処方における問い合わせの一部を簡素化する運用についての合意内容を定めることを目的とする。

第２条（内容）

別紙１に定める内容の範囲において乙から甲への問い合わせを不要とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

(1) 麻薬の処方に関すること

(2) 医師が処方箋上に「変更不可」のコメントを記載している場合の処方に関すること。

第３条 （患者への説明と同意）

処方の変更は、患者が不利益を被らないよう、乙が患者に対し口頭又は文書にて説明し、患者から同意を得たうえで行う。乙は患者の同意又は不同意の意思確認を行ったことについて調剤録等に記録し、乙の規定に従い保管するものとする。

第４条（変更の報告）

乙は処方変更を行った場合、全ての事例について別紙2を用いて甲に報告するものとする。

第５条（有効期間）

本合意書の有効期間は、本合意書の締結日にかかわらず、令和　6　年　1　月　1　日から令和　8　年　3　月　31　日までとする。本合意を更新するか否かは有効期間満了日の3ヶ月前までに甲乙協議の上これを決するものとする。

第６条（合意内容の変更）

合意内容を変更する場合は、甲の医薬品安全管理委員会において協議したうえでこれを行う。なお、有効期間内に別紙1の内容を変更する場合、附属足立医療センターのホームページにおける掲載及び主要な薬剤師会へ通知することで足りるが、本合意書の更新時は合意書の改定と再締結を必要とする。

第７条（有効期間中の解約）

甲および乙は、相手方に対して１か月以上の予告期間をおいた書面による通知をもって、本合意書の全部または一部を解約することができるものとする。

第８条（損害賠償）

乙は、本合意書の各規定への違反に起因して、またはその他本合意書に起因して甲または第三者に対して損害を被らせた場合、当該損害を賠償しなければならない。

第９条（その他）

本合意書に定めのない事項又は本合意書に定める事項の疑義については、甲の医薬品安全管理委員会で協議して解決するものとする。

上記の合意の証として証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　 年 　 月 日

東京都新宿区河田町8番1号

甲　　　　学校法人　東京女子医科大学

　理事長　岩本　絹子　　　　　　印

薬局住所

　　　乙　　　薬局名

開設者　　　 　 印